

IFRS 第3号「企業結合」とIFRS 第7号「金融商品：開示」の年次改善

IASB 客員研究員 よしむら けんいち
吉村 健一

2012年1月に国際会計基準審議会（IASB）に赴任して以来、IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）に関連する業務に携わってきた。解釈指針委員会の主な目的は国際財務報告基準（IFRS）の適用に関する解釈を提供すること、及びIFRSで手当されていない財務報告上の論点について適時にガイダンスを提供することである。

解釈指針委員会での検討の結果、現行の会計基準の改定が必要と判断された場合、解釈指針委員会は、その改定の性質や規模に応じて、① IFRIC 解釈指針の作成、② IFRS の限定的改定の IASB への提案、又は③ IFRS の年次改善の IASB への提案を行う。年次改善については、IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブックに記載の要件を満たす改定のみがIFRSの年次改善の1つの公開草案に纏められ、関係者からの意見を求めることになる。

今回は私が担当している2つの年次改善について改定に至った経緯、議論の内容、及び改定の要旨を簡単にご説明したい。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

1. IFRS 第3号：条件付対価の会計処理

問題の所在

現行のIFRS第3号は、条件付対価の分類、事後測定、及び開示について他のIFRS（IFRS第9号等）を参照しているが、それら参照先の会計基準との整合性について以下のような懸念が表明された。

- ① IFRS 第3号第40項は、条件付対価を負債か資本に分類する際に、IAS 第32号又は「その他の適用されるIFRS」を参照することを要求している。しかし、資本と負債の分類のガイダンスを提供しているIFRSはIAS第32号のみであり、金融商品以外の条件付対価について、どのIFRSを適用すればよいかが明確でない。
- ② IFRS 第3号第58項は、資本に分類された条件付対価を除き、条件付対価の公正価値による事後測定を要求している。しかし、第58項(b)(i)で金融商品の条件付対価の事後測定について、IFRS 第9号（特定の状況において償却原価測定を認めている）を参照しているため、IFRS 第3号第58項の要求と矛盾する可能性がある。また、第58項(b)(ii)で金融商品以外の条件付対価の事後測定について「IAS 第37号又は他のIFRS」を参照す

ることを要求している。しかし、「IAS 第 37 号又は他の IFRS」は必ずしも公正価値による事後測定を要求していないため、金融商品以外の条件付対価の事後測定はどの会計基準に従うべきか不明確である。

- ③ IFRS 第 3 号第 B64 項で条件付対価に関する開示が要求されているが、金融商品の条件付対価について、IFRS 第 7 号の開示要求も適用対象となるのが不明確である。

IASB の提案

IASB は上記 3 つの懸念に対処するため、以下のような改定を公開草案「IFRS の年次改善 (2010-2012 サイクル)」(2012 年 5 月)で提案した。

- ① IFRS 第 3 号第 40 項の「その他の適用される IFRS」への参照部分を削除し、条件付対価の分類の規準を金融商品の条件付対価に限定する。つまり、金融商品の条件付対価が負債性金融商品であるのか資本性金融商品であるのかの判定は、IAS 第 32 号に基づいて行う旨を明確化する。
- ② IFRS 第 3 号第 58 項(b)(ii)の、「IAS 第 37 号又は他の IFRS」への参照を削除することにより、金融商品以外の条件付対価は公正価値で事後測定される旨を明確化する。また IFRS 第 9 号を改定することにより、資本性金融商品に分類されない条件付対価は公正価値で事後測定し、対応する損益は IFRS 第 9 号に従って純損益又はその他の包括利益のいずれかに認識する旨を明確化する。
- ③ 他の金融商品と同様の開示を金融商品である条件付対価に求めるのが適当と考え IFRS 第 7 号の改定は行わない。

コメントの検討

上記の IASB の改定案に対して主に以下のような懸念が関係者より表明された。

- ① IFRS 第 3 号第 58 項の改定案は IFRS 第 9 号のみを参照しているため、条件付対価は金融商品以外に存在しないとの誤解を与える可能性がある。
- ② 事後測定について IFRS 第 9 号を参照すると、負債性金融商品である条件付対価の公正価値変動のうち自己の信用リスクの変動に起因する部分はその他の包括利益に計上される。しかし、金融商品以外の条件付対価について、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値変動をどのように会計処理すべきか明確でない。

解釈指針委員会及び IASB は上記コメントの検討の結果、公開草案の改定案を一部修正し、資本に分類された条件付対価を除くすべての条件付対価は公正価値で事後測定し、対応する損益はすべて（自己の信用リスクの変動に起因する部分も含め）純損益に認識する旨を暫定決定した。

今後のステップ

当該論点についての IASB による審議は終了しており、この原稿の作成時点では IFRS の年次改善 (2010-2012 サイクル) の一部としてバロット (投票) の手続が行われている。順調にデュー・プロセスが進行すれば、2013 年第 4 四半期に最終基準化される予定である。

2. IFRS 第 7 号：サービス契約

問題の所在

2010 年 10 月、IASB は開示—金融資産の譲渡 (IFRS 第 7 号の修正) (以下「金融資産譲渡に関する開示」という。)を公表した。この金融資産譲渡に関する開示は、金融資産の譲渡の結果企業が負うリスクの内容及び性質の開示の拡充を目的として、企業に金融資産の譲渡に

関する詳細な開示を要求している。この開示要求の中には認識の中止を行った金融資産に対する継続的関与の内容及び関連するリスクの開示要求が含まれている。この継続的関与の開示に関して、企業が金融資産の譲渡後、その金融資産のサービス業務（元利金徴収業務）を行う権利を保持している場合、その権利・義務は継続的関与に該当し、金融資産譲渡に関する開示の開示対象となるか否かというのが論点である。

サービス契約は継続的関与に該当しないという主張は主に以下の点を論拠にしている。

- ① 金融資産譲渡に関する開示の公表前後のスタッフペーパー及びウェブキャストで、IASB スタッフがサービス契約は金融資産ではないため、当該開示の適用対象とならないと発言した。
- ② 第 42C(c)項でいわゆるパス・スルー契約（受領したキャッシュ・フローを第三者に支払う義務のある契約）は継続的関与に該当しないとされており、サービス契約もこの条項に従って開示対象から除外される。

一方で以下の理由からサービス契約は継続的関与に該当するという主張がなされた。

- ① 通常のサービス契約における元利金を徴収する権利は第 42C 項の継続的関与の定義「譲渡金融資産に固有の契約上の権利若しくは義務」に該当する。
- ② IFRS 第 7 号の定義では、継続的関与は金融商品に限られていない。したがって、非金融商品（例えばサービス契約）も継続的関与となり得る。
- ③ サービス業務に対して報酬を受領するサービス契約は第 42C(c)項のパス・スルー契約に該当しない。

IASB 及び解釈指針委員会での議論

2013 年 1 月に解釈指針委員会は当該論点について最初の議論を行った。議論の結果、解釈

指針委員会は第 42 項の文言からはサービス契約が継続的関与に該当するか否か必ずしも明確ではないため、IASB の意図を確認する必要があると考えた。

解釈指針委員会の議論を受けて、IASB は 2013 年 2 月にこの論点を議論した。その中で IASB は、金融資産譲渡に関する開示を公表した当時の IASB の意図は、サービス契約は通常継続的関与に該当し、金融資産譲渡の開示対象となるというものであったという見解を示した。さらに IASB は、通常のサービス契約は、第 42C(c)で意図しているパス・スルー契約には該当しないとの見解も示した。

一方で IASB は第 B30 項のガイダンスを参照し、「譲渡金融資産の将来の運用成績に対する権利がなく、いかなる状況においても将来において譲渡金融資産に関する支払を行う責任もない場合には」サービス契約は継続的関与に該当しないとの見解を示した。

この IASB の見解をもとに解釈指針委員会は 2013 年 9 月の会議で以下のような IFRS 第 7 号の改定案を IFRS の年次改善（2012-2014 サイクル）の公開草案で公表することを IASB に提案することを決定した。

- ① IFRS 第 7 号の適用指針に第 B30A 項を追加し、サービサーが「譲渡金融資産の将来の運用成績に対する権利」を保持しているか否かの判断を行う際のガイダンスを提供する。
- ② 譲受人に対するサービサーの支払義務が第 B30 項の「譲渡金融資産に関する支払を行う責任」に該当し、すべてのサービス契約が継続的関与に該当してしまうという懸念が寄せられたため、第 B30 項を改定し、譲渡金融資産から回収したキャッシュフローをそのまま支払う場合は、第 B30 項の「支払」に該当しないということを明確化する

2013 年 10 月に IASB は解釈指針委員会の提案に同意し、解釈指針委員会の提案どおりに、

IFRS 第7号の改定を IFRS の年次改善（2012-2014 サイクル）の公開草案に含めることを暫定決定した。

今後のステップ

この原稿の作成時点では IFRS の年次改善（2012-2014 サイクル）の公開草案の一部としてバロットの手続が行われている。当該公開草案は 2013 年第4四半期に公表される予定である。

3. 所 感

上記の年次改善のプロジェクトは他のスタッフからプロジェクトの途中で作業を引き継いだものであるが、IFRS 第3号の改定については最終の年次改善の公表、IFRS 第7号については年次改善の公開草案の公表に無事至ることができそうである。IFRS の年次改善はそれぞれの論点の規模が小さく他のプロジェクトに比べると我々スタッフの負担は軽い。しかし、必要なデュー・プロセス上の手続については他のプロジェクトと相違はないため、最終の年次改善の公表及び年次改善の公開草案の公表まで気を抜かずに対応していきたい。